

山梨県買援隊活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、買い物環境の利便性向上を図るため、地域の特性やニーズに応じた買い物支援の取り組みを行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「買援隊」とは、市町村が中心になって、地域の商店や商店街、商工会等と協力しながら行う、地域の特性や住民のニーズに応じた買い物環境の利便性向上のための取り組みをいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者のうち、小売業、サービス業及び卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業者
- (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- (4) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所
- (5) 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人
- (7) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- (8) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉法人
- (9) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人
- (10) 中小小売商業者等10人以上で構成する任意団体
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める法人又は任意団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、別表1に掲げるものであって市町村が行うもの又は補助事業者が行う事業に対し市町村が補助するものとする。

2 前項の補助金の交付対象者は市町村とする。

(補助対象経費、補助限度額及び補助率)

第4条 知事が交付する補助金の事業区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表1に掲げるとおりとし、新規又は拡充事業の立ち上げに要する経費について、補助金を交付するものとする。また、補助対象経費の内容は別表2に掲げるものとする。

ただし、補助対象経費は、買援隊事業に係る経費として明確に区分するものとし、人件費その他補助事業者の経常的な管理運営費は、補助対象外とする。

(交付申請)

第 5 条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、原則として事業実施の 1 か月前までに補助金交付申請書 (様式第 1 号) に関係書類等を添え、知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第 6 条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書 (様式第 2 号) により市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、第 1 項による交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、前条第 2 項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 市町村長は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定を受けた日から 2 0 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第 8 条 市町村長は、補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書 (様式第 3 号) を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 2 0 % 以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の変更交付決定を行い、変更交付決定通知書（様式第4号）により市町村長に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助事業の中止（廃止）決定を行い、中止（廃止）決定通知書（様式第6号）により市町村長に通知するものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第7号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第8号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第9号）により市町村長に通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 市町村長は、前項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 市町村長は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合で、既に補助金を支払っているときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第15条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用が増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくよう適切な措置を講じなければならない。

2 市町村長は、取得財産等について、補助事業が完了した後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図るよう適切な措置を講じなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 市町村長は、取得財産等について、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に交付決定通知に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、処分承認申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助金の経理等）

第17条 補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠種類を整備し保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、この補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から5年間とする。

（その他必要な事項）

第18条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。